

第121回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和7年6月24日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第53号 佐用町税条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
日程第2. 議案第58号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第3. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第8. 議員派遣について
-

午前09時30分 開議

議長(千種和英君) おはようございます。

皆様には、おそろいでご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今期、定例会も最終日を迎えることとなりました。議員各位には、本日も、慎重に審議を尽くしていただきますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、産経新聞社、神戸新聞社、読売新聞社、朝日新聞社の各記者より場内撮影の申出あり、許可しておりますので、申し添えます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに、日程に入ります。

日程第1. 議案第53号 佐用町税条例の一部を改正する条例について(委員長報告)

議長(千種和英君) まず、日程第1、議案第53号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、委員長報告を議題とします。

本案件については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長(廣利一志君) 皆さん、おはようございます。

本委員会に付託された審査事件について、会議規則第73条の規定により報告をさせていただきます。

第121回佐用町議会の付託案件審査の結果、議案第53号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを審査した結果について、報告をさせていただきます。

審査日時は、令和7年6月4日、水曜日、午前9時半開会、午前10時3分、付託審査を終了しました。

場所は、役場第1庁舎西館3階議員控室。

出席者は、私、以下7名、委員全員です。

当局から、町長、副町長、総務課長、税務課長。税務課町税対策室長、係長、主査であります。

事務局から、局長、室長。

議案第 53 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、追加の説明を求めました。追加の説明では、改正項目は 4 点である。

1 点目は、公示送達の方法に関する改正です。該当する条例は第 18 条です。公示送達は、居所が不明となった納税義務者等に対し、通常の文書送付に替えて役場の掲示板に一定期間掲示を行うことで法的に送達したものとする手続きです。今回の改正により、電子掲示板による掲示を可能とするものです。これにより、来庁せずにパソコンの画面で掲示内容の確認をすることが可能となります。

2 点目は、特定扶養親族に対する所得控除の改正です。該当する条例は、第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 となります。①、給与所得の見直しです。給与収入は、その額に応じて、給与所得控除を差し引き、給与所得に換算します。今回、給与所得控除の算出表が改正され、最低控除額が 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げられます。②、基礎控除の見直しです。所得税の基礎控除は、現在 48 万円ですが、58 万円に 10 万円引き上げられます。③、特定扶養控除関係になります。現行「103 万円まで」のこの給与収入について、「130 万円まで」を「150 万円まで」を対象とする特定親族特別控除を創設し、さらに 150 万円を超えた場合でも 188 万円まで段階的に控除を行います。④、扶養親族等に係る所得要件の引上げになります。現行、所得 48 万円までが扶養控除の対象ですが、58 万円に 10 万円引き上げられます。施行は、令和 7 年分所得の申告から。個人住民税の賦課年度は、令和 8 年度課税から適用になります。

3 点目は、家屋の付託設備（附帯設備に訂正あり）にかかる納税義務者の取扱いについての改正です。該当する条例は第 54 条になります。家屋の所有者以外の者が、その家屋を借り受けて事業を行うとき、初期投資として家屋の付託設備（附帯設備に訂正あり）、例えば、給湯設備等を取り替える場合があるが、これら付託設備（附帯設備に訂正あり）は当該家屋の一部として取り扱われるが、地方税法では取りつけた者を償却資産の所有者とみなし、固定資産税を課することができるかとされています。本町においても地方税法に基づき、取りつけた者からの申告により課税しているが、今回、佐用町税条例においても課税の根拠を明確にするため改正を行う。

4 点目は、加熱式たばこの課税標準の特例に関する改正です。該当する条例は、附則第 16 条の 2 の 2 になります。現在の課税標準の算出方法は、重量と価格で算出されますが、価格の部分廃止し、重量による算定とするとともに一本当たりの重量を 0.4 グラムから 0.35 グラムに引き下げることにより税の引き上げを行うものです。引上げは、令和 8 年 4 月 1 日及び令和 8 年 10 月 1 日の 2 回に分けて、段階的に行われます。

説明は以上です。

質疑に入りまして、今回の改正による佐用町への影響はと、答弁として、扶養控除の要件を緩めるものとなるので、税収としては、下がる方向で、影響があると思われる。

質疑として、付託設備（附帯設備に訂正あり）について、今回から課税となるのか。答弁では、今までもある。地方税法で課する規定があり、課税の根拠を明確にするために、町条例でも明記をするということです。

質疑を終結し、討論をしましたが、討論はなく、討論終結し、採決に移りました。

挙手による採決で、議案第 53 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、全員賛成で、原案どおり可決ということになりました。

以上で、付託審査の報告を、総務常任委員会の付託審査の報告を終わります。以上です。

[小林君 挙手]

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） すみません。よろしいですか。

今の委員長報告の中で、附帯設備を付託設備と言われておるから、附帯設備に訂正しておいたほうがいいんじゃないですか。以上です。

[総務課長「申し訳ありません」と呼ぶ]

議長（千種和英君） 訂正でよろしいですか。

総務常任委員長（廣利一志君） はい、訂正します。すみません。

議長（千種和英君） 先ほどの発言にありました付託設備を附帯設備に訂正をさせていただきます。以上です。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。
これより、委員長報告に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより、議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに、賛成の方は挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 続いて日程第 2 に入ります。

この際、お諮りします。日程第 2 から日程第 6 までについては、本日、追加提出の案件がありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 2．議案第 58 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君）

それでは、日程第 2、議案第 58 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

令和 6 年 4 月からの国民年金額の引上げに伴い、老齢基礎年金及び障害基礎年金 2 級の支給額も引き上げられております。

年金支給額を基準に定められている後期高齢者医療制度及び自立支援医療制度の利用者負担区分についても、このたびの引上げに伴って見直しが行われ、令和 7 年 7 月 1 日から施行されます。

この国の制度改正に合わせて、兵庫県の福祉医療助成事業実施要綱においても、高齢期移行医療の所得要件及び重度障害者医療、母子家庭等医療並びに乳幼児等医療等の低所得判定基準に準用している基準額を、「80 万円以下」から「80 万 9,000 円以下」に引き上げる改正が行われ、令和 7 年 7 月 1 日から施行されます。

佐用町においても、福祉医療助成制度を兵庫県と共同して実施しているため、県の実施要綱改正に準拠し、福祉医療制度において、佐用町福祉医療費助成条例で規定している所得を有しない者及び低所得者に係る判定基準並びに高齢期移行者の医療費助成に係る所得制限額に関する規定について、基準額を「80 万円以下」から「80 万 9,000 円以下」に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君）

当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、議案第 58 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君）

11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）

今、県と 1 本になってやっておるわけなんですけれど、佐用町としては、どれぐらいの影響が出てきて、どのような人数とか、それらが分かれば教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君）

福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えさせていただきます。

このたびの改正ですけれども、先ほどの答弁（提案説明に訂正あり）にもありましたように、年金受給額が上がった方が従来の低所得区分とかの基準から外れることがないように、影響を受けないようにするための措置でございますので、影響というのはないというのが適切なんですけれども、議員がおっしゃいますように、福祉医療を受けている方で、この年金要件にかかっている方というので言いますと、正確な数は、はっきり言って確認できませんが、約 470 人程度と見積もっております。以上でございます。

町長（庵途典章君） 答弁にもありましたように言うたけど、提案説明にもありましたように（聴取不能）。

住民課長（福岡真一郎君） ただ今、答弁にもありましたようにと申し上げましたが、提案説明にありましたように、訂正させていただきます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより、議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3． 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 4． 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 5． 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 6． 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3 に入ります。

日程第 3 から日程第 6 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 3、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第 6、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの合計 4 件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
諮問第1号から諮問第4号までについて、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第1号から諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、一括議題とされましたので順次ご説明申し上げます。

それでは、諮問第1号よりご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町本位田甲、大西恵子（おにおにし けいこ）氏は、2期6年間にわたりご尽力いただきましたが、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町下石井、岡本けい子（おかもと けいこ）氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人格識見が高く広く社会の実績に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、岡本氏は、現在に至るまで、町内の保育園に保育士として勤務をされており、長きにわたる勤務経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦しようとするものであります。

次に、諮問第2号について、ご説明を申し上げます。

同じく、現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町力万、竹本登美子（たけもと とみこ）氏は、1期3年間にわたりご尽力をいただきましたが、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町上月、戸田みゆき（とだ みゆき）氏に人権擁護委員にご就任をいただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

戸田氏は、平成30年3月まで、町内の幼稚園に幼稚園教諭として勤務されており、長きにわたる勤務経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

次に、諮問第3号について、ご説明を申し上げます。

同じく現在、人権擁護委員として活躍をいただいております、佐用町多賀、巴 弘明（ともえ ひろあき）氏は、2期6年間にわたりご尽力をいただいておりますが、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任といたしまして、佐用町安川、服部憲靖（はっとり のりやす）氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

服部氏は、令和5年3月まで、佐用町役場に勤務されており、長きにわたる勤務経験を生かした人権相談ができることから、このたび、法務大臣に推薦をしようとするものであります。

次に、諮問第4号について、ご説明申し上げます。

同じく現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町上本郷、鎌本智恵美（かまもと ちえみ）氏は、1期3年間にわたりご尽力いただき、本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、就任いただきたく、候補者として推薦をいたした

いので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれ、ご説明を申し上げましたとおり、ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております諮問第1号から諮問第4号までについては、本日即決とします。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午前09時52分 休憩

午前09時52分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を再開します。

お諮りします。まず、日程第3、諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第4、諮問第2号についても、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第5、諮問第3号についても、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

続いて、日程第6、諮問第4号についても、お手元に配付しました意見のとおり、「適任」と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号は適任と答申することに決定しました。

議長（千種和英君） 続いて、日程第7、閉会中の常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定しました。

日程第8．議員派遣について

議長（千種和英君） 続いて、日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、特に予定はありませんが、必要が生じた場合は、議長に一任いただきたく、お願いいたします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は、終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、第121回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会とします。

午前09時57分 閉会

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月3日に開会をしました第121回定例会も本日閉会となりました。議員各位におかれましては、上程されました各議案等全てにおいて、慎重審議をいただき、適切妥当な結論をいただきましたことに、感謝申し上げます。

梅雨に入り、雨の日が多くなりました。昨日の未明から朝、また、今朝にかけては激しい雨が降りました。本町が経験した、あの忌まわしい豪雨災害のようなことが起きないことを願うばかりでございます。

また、晴天の日になりますと、6月とは思えない暑い日、酷暑となっております。皆様

方におかれましては、熱中症対策にも十分注意され、健康管理にご留意いただき閉会中も議員活動、そして職員の皆様におかれましては職務に精励されますことをお願い申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶をお願いします。庵途町長。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、6月定例議会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本定例会に、上程をさせていただきました案件全て慎重審議いただき、原案どおり可決、承認をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、6月議会も、こうして無事終わり、あと一週間ほどで7月に入るわけではありますが、私の町長としての任期も残すところ4か月余りとなりました。

町の選管からは、町長選挙の日程も10月21日告示、10月26日投票ということで発表がされておりまして、既に、立候補の声明をされたかたもおられます。

私も現職町長といたしまして、任期満了に伴う、私の考えを町民の皆様へお伝えをする責任がございますので、今日、ここに、まず、町民の代表であります議員の皆様へ、この場をお借りして、私の態度表明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

まず、結論から申し上げますが、私は、今季限りをもって退任をさせていただきます。

このことは、ちょうど4年前、5期目の立候補に当たりまして、私の公約として掲げました町の歴史をつむぎ、次代につなぐという、その公約を果たさせていただくことであります。

旧佐用町で2期4年半、そして、合併後新佐用町長として5期20年にわたり、町民皆様のご付託をいただき、町行政を担わせていただきました。

難産でございました郡4町の合併という大事業も何とか成し遂げ、新佐用町の町長として、ようやく1期目が終わろうとした矢先、平成21年8月、多くの尊い人命を失う大変悲しい、辛い大水害に襲われ、本当に辛い経験もいたしました。

その後、災害の復旧復興事業に邁進し、また、将来を見ながら人口減少が続く中で、役場庁舎や、また、学校、保育園、多くの公共施設、それぞれの統合整備等にも当たってまいりました。本当に、この20年間大変厳しい道のりではありましたが、議員各位をはじめ、町民皆様のご協力、また、ご支援をいただき、特に、職員の懸命の努力によって、現在の人口は減少したとはいえ、財政基盤を整え、安定した佐用町を築き、町長としての責任の一端を果たさせていただいた中で、この10月、合併20周年を迎え、次代を担っていただく方に、そのバトンを渡すことができるということは、大変、私にとってありがたく、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

しかし、佐用町の町の歴史は、これからも永遠に続きます。これから、次の20年というのは、合併後のこの20年以上に、本当に厳しい、また、難しい20年になることは間違いございません。

次を担っていただく方には、本当に、それ、10年、20年先を、しっかりと、厳しい未来、将来を見据え、地道に、また、計画的に町民皆様のために町行政の責任を果たしていただくことを期待をしたいというふうに思っております。

今日は、こうして、態度表明をさせていただきますが、決して、これが最後の御挨拶ではございません。議会も、あと9月定例会というのが決算議会が、また、すぐにやってま

います。その間、まだ、4か月余り、私も引き続いて、町長としての責任を果たし、しっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、ご支援、ご協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、議長からも御挨拶がありましたとおり、いよいよ本格的な梅雨のシーズンに入りました。今年の梅雨は、どのような梅雨になるか。また、どんな形で梅雨明けをするか分かりませんが、はや既に、昨夜もかなり岡山県のほうでは大雨が降っております。また、そうした災害にも十分に注意し、また、こうして梅雨が明けると、本当に暑い暑い夏がやってまいります。議員各位におかれましても、健康に十分ご留意をいただきまして、ますます町発展のために、ご活躍をいただきますことを、心からお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。終わります。

議長（千種和英君）

ありがとうございました。これにて散会いたします。